

10. 奨学金制度

健康で学業成績や人物がすぐれ、経済的理由のために修学が困難な学生に対し、学業の継続を目的とした各種の奨学金制度があります。

学生課で取り扱っている奨学金には日本学生支援機構、(公財)鹿児島国際大学同窓会奨学財団、県市町村教育委員会、民間諸団体の各種奨学金制度および特待生制度、特別奨学生制度があります。ただし、いずれの奨学金についても採用者数に限度があり、希望者の全員が採用されるわけではありません。また奨学生に採用されても学業成績が不良になったり、修学状況や経済状況などの変動により奨学生として不適格と認められた場合には、奨学金の廃止・停止などの処置を受けますので、この点をよく注意して健康に留意し勉学の向上につとめてください。

本学では、現在約1,600名の学生が奨学金の貸与・給費をうけて学生生活を送っています。出願の回数に制限はありませんが、奨学金の種類により金額・返還の有無・応募資格等が異なりますから、自分にもっとも適した奨学金に応募してください。

奨学金に関する業務は学生課で取り扱っています。なお、家庭の事情が急変し、経済的に困難な状況に陥ったときは、学生課で相談に応じています。

平成28年度奨学金受給者

種 類	人 数	種 類	人 数
特 待 生	24名	日本学生支援機構	1年次 390名 (予約採用者を含む)
特 別 奨 学 生	24名		2年次以上 1,105名
同 窓 会 奨 学 財 団	5名	県市町村教育委員会 民間諸団体・その他	35名

(1) 日本学生支援機構

日本学生支援機構は、優秀で経済的な理由により奨学金を必要とする学生に対し、学資を貸与し、国および社会に有為な人材を育成することを目的として運営されています。

本学では約1,500名の学生が採用されていますが、2年次以上については採用数が少ないので、なるべく1年次に応募してください。

<募集及び採用状況>

種 別	採用者数	募集時期	決定時期	貸与始期	貸与月額	貸与期間
一次募集	第一種奨学生	4月中旬	7月	4月	(第一種) 自宅 3万・5万4千円 自宅外 3万・6万4千円 から選択	採用時より卒業までの最短修業期間
	第二種奨学生			4月~		
臨時募集	第一種奨学生	11月中旬	1月	10月	(第二種) 3万・5万・8万・10万・ 12万円 から選択	
	第二種奨学生			10月~		

(平成28年度採用状況)

奨学金には第一種奨学金と第二種奨学金があります。第一種奨学金は無利子奨学金です。

第二種奨学金は有利子奨学金で、在学中は無利子、卒業後の返還利率は年上限3%となります。

この他に、家計支持者が失職・破産・倒産・病気・死亡または火災・風水害により緊急に奨学金が必要となった場合(ただし、事由が発生したときから1年以内)に申請ができる緊急採用(無利子)と応急採用(有利子)があります。

申込資格・手続き等については学生課にご相談ください。

<出願資格>

人物・学業ともに特に優れ、経済的理由により著しく修学困難な者。

<出願手続と提出書類>

出願手続については募集説明会（4月）で詳しい説明をしますので希望者は学生課掲示板にて日時等を確認してください。

なお、願書は説明会出席者のみに交付します。交付を受けた学生は、指定された日時に関係書類を提出してください。

<選考と採否決定>

本学には日本学生支援機構奨学生を選考する委員会があり、奨学金を希望する理由、学業成績、修学状況、生活状況、その他の資料をもとにして、奨学生としての適否を日本学生支援機構の示す推薦人員枠・推薦基準に基づき審査したうえで学長が日本学生支援機構に推薦します。

採否の決定は日本学生支援機構の選考を経て決定されます。

<適格認定>

奨学金受給者は、毎年度「奨学金継続願」をインターネット入力により提出し、その後、入力された継続願の内容と大学での学業成績をもとに、継続か否かの判定を行います。修得単位数とその評価内容について平均水準を下まわる時（進級できない場合も含む）は、「警告」「廃止」の処置がとられますので、平素から学業成績の向上に努めてください。所定の期限内に「奨学金継続願」の手続きをしない場合は、理由の如何を問わず「廃止」となり、奨学金の交付が打ち切られます。

なお、学生生活上不適切な行為（定期試験におけるカンニング行為、その他問題行為）があった時は、「廃止」となります。

<返 還>

日本学生支援機構の奨学金は、学費として貸与されたものであり、卒業後は必ず返還しなければなりません。その返還金は、ただちにその年の奨学資金となって後輩に運用されるしくみになっているので、返還の義務を履行することは後輩のためにも重要なことです。

貸与された奨学金は、貸与終了月の翌月から数えて7カ月を経たときから、1年以内を第1回として、返還日を決め、一定の割賦額で必ず返還しなければなりません。

ただし、奨学金の返還が困難になった場合（災害、傷病等）は、願出によって一定期間返還が猶予されることがあります。

なお、貸与終了時には奨学金返還説明会を開きますので必ず出席してください。

※ 高校在学中日本学生支援機構奨学生であった人は、「在学届」（日本学生支援機構所定用紙）を学生課に提出してください。「在学届」を提出すると大学在学中の奨学金返還が猶予されます。

(2) 鹿児島国際大学特待生

特待生は、人物、学業、健康ともに優秀な学生を対象とした制度です。

毎年後期に、前年次の成績等によって選考されます。ただし、1年次の場合は、前期の成績等を資料として選考されます。

特 典……その年度の授業料を免除します。

採用人員……原則として毎年、各学年、各学科1名とします。

決 定……11月

(3) 鹿児島国際大学特別奨学生

特別奨学生は、成績優秀でありながら経済的に就学困難な学生、または体育・学術文化活動および社会的活動において優秀な業績をおさめた学生を対象とした制度です。

特 典……その年度の授業料の半額相当が支給されます。
採用人員……原則として毎年24名（学部・学科・学年は問わない。）
決 定……11月

(4) 緊急的事情等により修学困難な在学する学生に対する学費等減免制度

本学では、平成28年4月から緊急的事情等で修学困難な学生への奨学金制度が新設されました。

対象者については、修学意欲があり、次のいずれかに該当する者で、事由が発生した日から1年を超えない期間内に免除を希望する者に限り申請ができます。ただし、入学者については、原則として入学後に発生した事由からとします。

- ①学生本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者の失業、破産、事故、病気若しくは死亡等により家計が急変した者
 - ②火災、風水害等の災害を受けた者
 - ③その他やむを得ない事情により、家計が急変した者
- 詳細については、学生課の奨学金専用掲示板に掲示します。

(5) 鹿児島国際大学同窓会奨学財団

鹿児島県内の大学に就学する者で、学業及び人物が優良であるにもかかわらず、経済的理由によって就学が困難な学生を対象とします。

また、奨学金の貸与額は無利息で、返還期間は卒業後10年以内となっています。

詳細については、学生課の奨学金専用掲示板に掲示します。

(6) その他の奨学金制度

本学では、日本学生支援機構奨学金のほか、地方公共団体および民間団体の奨学金も取り扱っており、多数の人が給・貸与を受けています。

本学が募集を代行している団体の募集時期、内容等の詳細についてはその都度、学生課の奨学金専用掲示板に掲示します。

また、県市町村教育委員会の奨学金の募集は大学を通じて行われるとは限りませんので、希望者は、家族が居住する県市町村の教育委員会およびその他の団体等に直接問い合せてください。

募集の対象が限定され、かつ条件が一様でないので出願希望者は学生課に相談してください。

※連絡事項および変更等すべてその都度詳細を学生課掲示板に掲示しますので見落としのないように注意してください。